

『噴火警報・噴火予報』について

気象庁は、平成19年12月1日から『噴火警報・噴火予報』の発表を始めました。『噴火警報』では、噴火災害軽減のため、予想される噴火の影響の範囲に応じて、居住地域まで影響が及ぶ場合は『噴火警報』（噴火警報（居住地域））、そこまで影響が及ばない場合は『火口周辺警報』（噴火警報（火口周辺））という名称を用いて警戒を呼びかけます。

これにより、噴火時等に適切な防災対応をとることができます。このほか、警戒が必要でなくなった場合など、火山活動が静穏な状況をお知らせする必要がある場合は『噴火予報』を発表します。

なお、これまでお知らせしてきた緊急火山情報、臨時火山情報、火山観測情報並びに火山活動度レベルは廃止しました。

詳細については、気象庁のホームページでもご覧になれます。

<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	対象範囲	警戒事項等（キーワード）	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報（居住地域*）  （略称） 噴火警報	居住地域*及びそれより火口側	居住地域*及びそれより火口側の範囲において嚴重に警戒 （居住地域嚴重警戒*）	居住地域*及びそれより火口側に重大な被害を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	噴火警報（火口周辺）  （略称） 火口周辺警報	火口から居住地域*近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域*の近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒 （入山危険）	火口から居住地域*の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒 （火口周辺危険）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	
噴火予報	-	火口内等	平常	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

*居住地域が不明確な場合は山麓と記載

本件についての問い合わせ 旭川地方気象台防災業務課 電話 0166-32-7102